

---

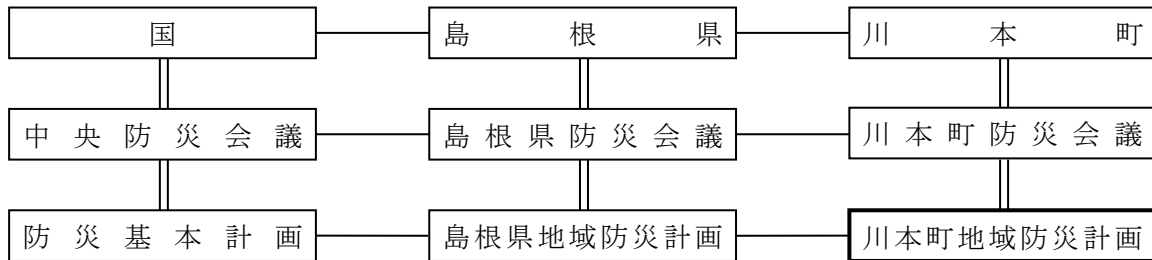
# 第1編 総則

# 第1節 計画の目的及び構成

## 1 計画の目的

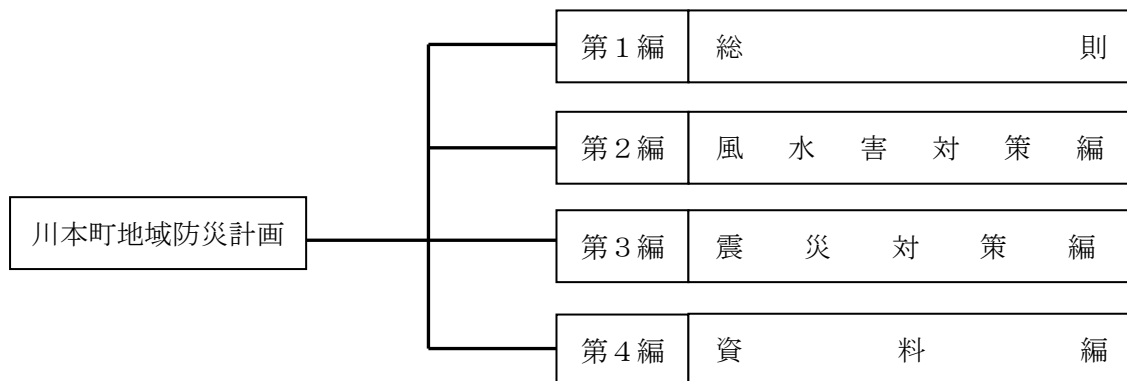
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川本町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目的とする。

【国、県及び川本町の防災会議並びに防災計画の体系】



## 2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編(その他事故対策含む)、第3編を震災対策編、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第4編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



### 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町的情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

また、国や県から町に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

### 4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

### 5 計画の運用・習熟

町は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

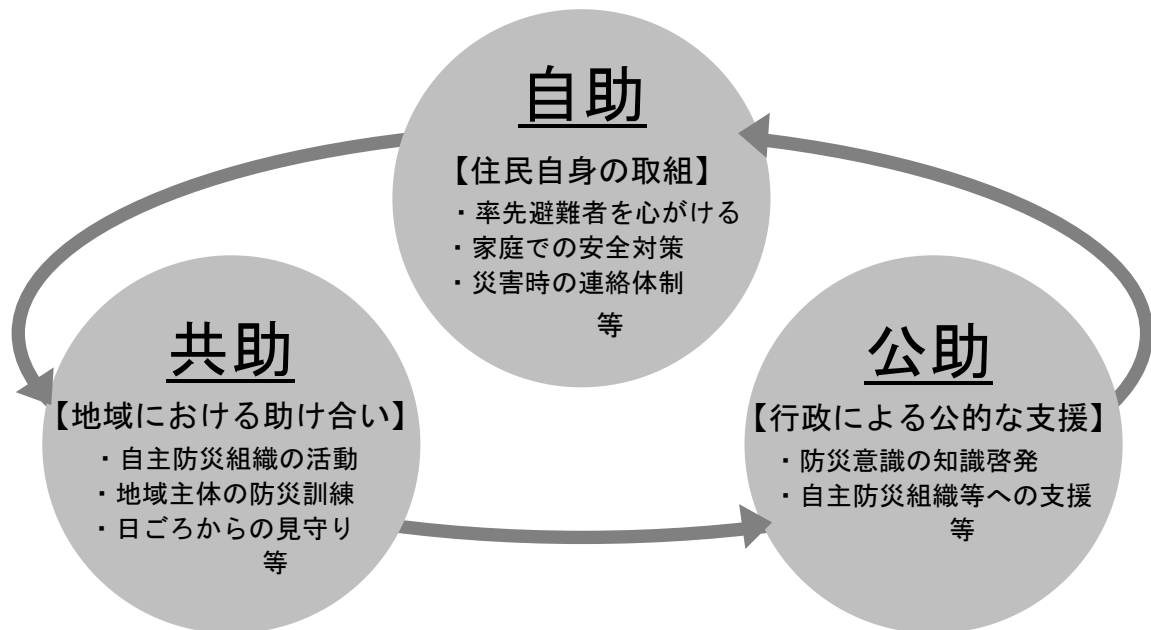
## 第2節 防災の基本方針

本町は、度重なる江の川の増水による水害や集中豪雨に伴う災害等が発生しており、住民の暮らしに深刻な被害を及ぼしてきた。

これまで住民の生命と財産を守るため、治山・治水及び土砂災害対策事業の推進や防災体制の充実により、地域防災力の強化が図られてきたが、今後も町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町も住民の自助・共助による自主防災活動を後押しし、災害に強いまちづくりを積極的に推進することが求められている。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。

さらに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。



### 1 現状と課題

#### (1) 防災対策

江の川の増水や豪雨に伴う河川の氾濫、がけ崩れなどに対して、堤防の構築や河川情報システムなどの災害情報通信網の整備等、様々な治山・治水対策を進めてきた。しかしながら、依然として無堤防地区や急傾斜地等の危険箇所があることから、さらなる治山・治水対策が急務となっている。

また、森林や農地の荒廃に伴いがけ崩れや土砂災害の危険性が高まっていることから、危険箇所の調査を実施するなど、安全性確保に向けて適切な対応をしていく必要がある。

さらに、東日本大震災や平成30年7月西日本豪雨災害が各地に甚大な被害を及ぼしたことや、阪神・淡路大震災や鳥取西部地震、島根県西部地震など西日本地域で地震が多発していることで住民不安が高まっており、万一に備えた地域防災計画の策定や非常時対応マニュアルの作成、食料や生活用品の備蓄等の対策が求められている。

## (2) 消防体制

常備消防として江津邑智消防組合と各地域の非常備消防団との連携で構成している。常備消防は、施設設備の高度化と職員体制の充実を図ってきているが、非常備消防は設備の老朽化と団員の高齢化が進んでいる。

年々人員の確保が難しくなってきたが、住民の安全な暮らしを守るため、今後も安定した人員を確保していくとともに、地区婦人防火クラブ、自治会、消防署等と協力し、町全体の防火意識啓発にも努めていく必要がある。

## 2 施策の方向

### (1) 防災体制の強化

防災体制の強化については、最新の科学的知見を総動員し、計画的な治山・治水工事や防災設備の整備を進めるとともに、住民の貴重な生命や財産を守るため、平時における防災意識の高揚、初動体制の確立、的確な防災情報の伝達や防災知識の普及、地域防災力の強化を図り、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に推進することが求められている。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

さらに、災害の規模によってはハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り勧め、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。

この他、企業・組織の事業継続に向けた事業継続計画の作成、保険制度の周知、相互支援の取組等も推進していく。

(2) 消防体制の強化・充実

また、消防体制については、常備消防と非常備消防の相互応援体制によって、消防機動力の強化、設備の充実などの消防体制の整備を図るとともに、住民の防火意識の高揚と若手消防団員の確保が必要である。

主要施策	主要事業	事業概要
治山・治水及び土砂災害対策の強化	治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>江の川流域の治水対策としての河川事業の推進</li> </ul>
	治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備のための山地治山事業の推進</li> <li>山地災害危険地の集中した地域や水土保全機能が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等の水土保全治山事業の推進</li> </ul>
	土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防事業の推進</li> <li>地すべり対策事業の推進</li> <li>急傾斜地崩壊対策事業の推進</li> </ul>
防災対策の強化	防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画による防災、水防、震災対策の確立</li> <li>災害危険箇所や避難場所等の防災情報の周知</li> <li>緊急時の情報伝達手段の確保と救助体制の確立</li> <li>防災知識の普及と防災意識の啓発</li> <li>要配慮者対策の推進</li> <li>防災に配慮した計画的な土地利用</li> <li>多様な視点に配慮した防災対策の推進</li> </ul>
消防・防災体制の充実	消防・防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の充実に向けた防災センターの整備</li> <li>江津邑智消防組合との機能強化と体制充実の促進</li> <li>消防車両や防火施設等の計画的な整備</li> </ul>

## 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、川本町並びに島根県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し、処理すべき事務又は業務を示す。

### 1 町

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町防災会議に関する事務</li> <li>・町の地域に係る災害予防対策及び災害応急対策の実施</li> <li>・町の管理に属する施設の災害復旧対策の実施</li> </ul>

### 2 消 防

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
江 津 邑 智 消 防 組 合 (川本消防署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対する予防、防御と拡大防止対策</li> <li>・消防機材の整備充実と訓練の実施</li> <li>・災害時における人命救助対策</li> <li>・災害時における危険物の災害防止対策</li> </ul>

### 3 県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
島 根 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県防災会議に関する事務</li> <li>・島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整</li> <li>・災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施</li> </ul>

### 4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中 国 四 国 管 区 警 察 局 (川本警察署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管区内各警察の指導、調整に関すること</li> <li>・警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること</li> <li>・関係機関との協力に関すること</li> <li>・情報の収集及び連絡に関すること</li> <li>・警察通信の運用に関すること</li> </ul>

<p>中国財務局 (松江財務事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付</li> <li>・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>・国有財産の無償貸付等</li> <li>・災害復旧事業の査定立会</li> </ul>
<p>中国四国厚生局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人国立病院機構との連絡調整</li> </ul>
<p>農林水産省 中国四国農政局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地農業用施設等の防護に関する事。</li> <li>・農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関する事。</li> <li>・農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関する事。</li> <li>・農地、農業用施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握</li> <li>・農地、農業用施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業に関する事。</li> <li>・被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関する事。</li> <li>・主要食糧の供給に関する事。</li> </ul>
<p>林野庁 近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除</li> <li>・国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理</li> <li>・災害対策に必要な木材の供給</li> </ul>
<p>中国経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>・電気、ガスの供給の確保に必要な指導</li> <li>・被災地域において必要とされる災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導</li> <li>・被災中小企業の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置</li> </ul>
<p>中国運輸局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>・輸送等の安全確保に関する指導監督</li> <li>・関係機関及び関係輸送機関との連絡調整</li> <li>・緊急輸送に関する要請及び支援</li> </ul>
<p>気象庁大阪管区气象台 (松江地方气象台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表をおこなうこと</li> <li>・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信</li> </ul>



	<p>等の施設及び設備の整備に努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること</li> <li>・ 気象庁が発表する緊急地震速報について、利用の心得などの周知・広報に努めること</li> <li>・ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと</li> <li>・ 災害の発生が予想される時や、災害発生時、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと</li> <li>・ 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</li> </ul>
<p>中国総合通信局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>・ 電波の監理及び電気通信の確保</li> <li>・ 災害時における非常通信の運用監督</li> <li>・ 非常通信協議会の指導育成</li> <li>・ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請</li> </ul>
<p>厚生労働省 島根労働局 (浜田公共職業安定所 川本出張所) (浜田労働基準監督署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業災害防止についての監督指導</li> <li>・ 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導</li> <li>・ 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導</li> <li>・ 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職へのあっせんの実施</li> <li>・ 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施</li> <li>・ 被災事業主に対する特別措置等の実施</li> </ul>
<p>国土交通省 中国地方整備局 (浜田河川国道事務所、 川本出張所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧</li> <li>・ 地方公共等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供</li> <li>・ 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言</li> <li>・ 国土交通省所掌事務に係わる災害に関する情報の収集及び伝達</li> <li>・ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達</li> <li>・ 災害時における交通確保</li> <li>・ 緊急を要する場合は申し合わせに基づく適切な応急措置</li> </ul>

中国四国地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等</li> <li>・家庭動物の保護等に係る支援</li> <li>・災害時における環境省本省との連絡調整</li> </ul>
中国四国防衛局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること</li> <li>・災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</li> <li>・災害時における米軍部隊との連絡調整</li> </ul>
中国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</li> <li>・防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</li> <li>・災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施</li> </ul>

5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊出雲駐屯地 第13偵察隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害緊急対策及び災害復旧対策の実施</li> </ul>

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指定公共機関 日本郵便株式会社 (川本郵便局 川本因原郵便局 三原郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>・被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>・被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>・被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</li> <li>・被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除</li> <li>・為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</li> <li>・簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請</li> <li>・被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資</li> </ul>
西日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道による緊急輸送の確保</li> <li>・鉄道の安全管理及び事故対策</li> </ul>
西日本電信電話(株) (島根支店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信施設の防災管理及び応急復旧</li> <li>・緊急を要する電報及び電話通話の取扱い</li> </ul>
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信施設の防災管理及び応急復旧</li> </ul>
KDDI(株)(au中国支社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信施設の防災管理及び応急復旧</li> </ul>

	株式会社NTTドコモ 中国支社島根支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理</li> <li>(2) 災害非常通信の確保</li> <li>(3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧</li> </ul>
	ソフトバンク モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信施設の防災管理及び応急復旧</li> </ul>
	日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</li> <li>・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>・金融機関の業務運営の確保に係る措置</li> <li>・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>・各種措置に関する広報</li> </ul>
	日 本 赤 十 字 社 (島根県支部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、助産等救助保護の実施</li> <li>・避難所等における救援物資配布、こころのケア等の避難所運営支援</li> <li>・災害救助等のボランティアの連絡調整</li> <li>・義援金品の募集及び配分</li> </ul>
	独立行政法人国立病院機構本部中国四国ブロック 事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、助産等救護活動の実施</li> </ul>
	日本放送協会（松江放送局）及び県内民間放送機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象等予警報の放送</li> <li>・災害応急対策等の周知徹底</li> <li>・その他災害に関する広報活動</li> </ul>
	中 国 電 力 (株) 中国電力ネットワーク (株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム、発電所施設の防災管理及び災害復旧</li> <li>・電力供給の確保</li> </ul>
	日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸路による緊急輸送の確保</li> </ul>

指定地方公共機関

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	石 見 交 通 (株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸路による緊急輸送の確保</li> <li>・運航車両等の安全管理及び事故対策</li> </ul>
	島 根 県 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における医療救護活動の実施</li> </ul>
	島 根 県 看 護 協 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における医療救護活動の実施</li> </ul>
	島根県エルピーガス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エルピーガス施設の防災管理と災害復旧</li> <li>・エルピーガスの供給</li> </ul>
	島 根 県 ト ラ ッ ク 協 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸路による緊急輸送の確保</li> </ul>
	株 式 会 社 山 陰 放 送 山陰中央テレビジョン放送株 式 会 社 日 本 海 電 視 株 式 会 社 株 式 会 社 F M 山 陰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象等の予報及び警報等の放送</li> <li>・災害応急対策の周知徹底</li> <li>・その他災害に関する広報活動</li> </ul>

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
全国農業協同組合連合会 肥料農薬部中四国営農資 材事業所島根推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資の調達</li> <li>・陸路による緊急輸送の協力</li> </ul>
島 根 県 農 業 協 同 組 合 島 根 お お ち 地 区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用施設の災害応急対策及び復旧</li> <li>・被災組合員に対する融資又はあっせん</li> <li>・有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力</li> </ul>
邑 智 郡 森 林 組 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用施設の災害応急対策及び復旧</li> <li>・被災組合員に対する融資又はあっせん</li> </ul>
江 川 漁 業 協 同 組 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用施設の災害応急対策及び復旧</li> <li>・被災組合員に対する融資又はあっせん</li> <li>・有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出油等の防除</li> <li>・流出油等事故により被害を受けた組合員の補償請求対策</li> </ul>
川本町商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価安定についての協力、徹底</li> <li>・救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん</li> </ul>
病院等経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の医療、助産、救護についての協力</li> </ul>
一般運輸業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送に対する協力</li> </ul>
川本町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資</li> <li>・災害ボランティアの活動に関すること</li> </ul>
社会福祉施設経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の保護についての協力</li> <li>・被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力</li> </ul>
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関する協力</li> </ul>
保育所、小学校、中学校、高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急教育対策及び被災施設の災害復旧</li> <li>・被災者の一時収容等応急措置についての協力</li> </ul>
危険物関係施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の保安措置</li> </ul>
L P ガス取扱機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・L P ガス施設の防災管理と災害復旧</li> <li>・L P ガスの供給</li> </ul>

## 8 町民及び事業所の責務

町民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

### (1) 町民の責務

ア 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、町民はこの観点に立ち、日頃から自主的に風水害等に備える必要がある。

イ 町民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。

ウ 町民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び町が実施する防災業務について、自発的に協力し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

### (2) 事業所の責務

ア 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市町

村が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

イ 事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第4節 川本町の地勢、災害記録等

### 1 地 勢

本町は、中国背梁山地の西端北斜面、県の中部の山間部に位置し、東西 16.5 km・南北 13.5 km・面積 106.43 km<sup>2</sup>の町域を有し、東に美郷町、北に大田市、西に江津市、南に邑南町にそれぞれ接している。

中央部を北東から南西方向に江の川が横切り、祖式川・三谷川・矢谷川・木谷川・玉繰川・濁川の各河川が、急峻な峡谷を刻み、江の川に流入している。南部町界に沿う高堀・尾部志・帆柱・円山の各々は東西に連なり、聳立して北東にわずかに開ける高原と江の川兩岸に沿う平坦地のほか、耕地は峡谷に沿って小団地を形成している。このため、本町の 81.6%は山林が占めている。

道路は、すべて河川に沿って位置しており、特に江の川に沿って走る国道 261 号は陰陽連絡の重要路線となっている。

市街地は、中央を貫流する江の川のほぼ中程に形成されている。

### 2 気 象

気象は、山陰特有の低温多湿型で、**年間の平均気温の平年値は13.8℃(アメダス川本)、年間の降水量の平年値は1924.1mm(アメダス川本)である。**12月～3月の初旬にかけて積雪があり、近年の最深積雪量は江の川沿岸部で15cm程度となっている。また、南部の高原地帯では年平均気温が1～2℃低く、最深積雪量も江の川沿岸に比較して多くなっている。

### 3 人 口

人口は平成27年国勢調査によると3,442人、世帯数は1,457世帯である。平成17年の前回調査時と比較すると、人口では458人、世帯では209世帯とそれぞれが減少傾向の推移となっている。

人口の年齢構成は、0～14歳9.6%、15～64歳47.0%、65歳以上43.4%であり、4人に1人が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、5歳ごとの年齢構成をみると、若年層の流出傾向が顕著である。このような高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

### 4 川本町の災害の歴史

本町の災害の主なものは、次のとおりである。

〔川本町周辺で発生した過去の主な風水害〕

発生年月日	種別	耕地災害 (箇所)	土木災害 (箇所)	被害額 (千円)	備考
昭和 47 年 7/9～7/11	水害			5,570,000	雨量：480mm 最高水位：13.98m 死者：1 人 重傷者：2 人 軽傷者：13 人
昭和 58 年 7/20～7/23	水害	410	752	6,698,493	雨量：429mm 最高水位：11.50m 死者：3 人 軽傷者：1 人 最大時間雨量：51mm
平成 30 年 7/6～7/7	水害	11 箇所 5.29ha		—	雨量：232mm 最高水位：14.21m 死者、負傷者：0 人 住家被害：60 棟 76 世帯
令和 2 年 7/13～7/14	水害	5 箇所 1.5ha			雨量：160mm 最高水位：12.98m 死者、負傷者：0 人 住家被害：23 棟 28 世帯



〔川本町周辺で発生した過去の主な地震〕

発生日月	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
880. 11. 23 元 慶 4. 10. 14	35. 4°	133. 2°	7 程度	出雲	神社、仏閣、家屋転倒す。
1026. 6. 16 万寿 3. 5. 23	不 明	不 明	不 明	石見	現益田市高津川河口沖にあった鴨島が大波(あるいは大海嘯)によって崩され、海中に没したという。波は川沿いに 16km 上流に達したという。被害は 50km 以上東の黒松(現江津市黒松町)にまで及んだ。
1676. 7. 12 延宝 4. 6. 2	34. 5°	131. 8°	6. 5 程度	石見	津和野城石垣など崩れ、侍屋敷の石垣・塀破損。本丸櫓 2 カ所・出丸櫓 2 カ所崩れ、天守は別条なし。石垣崩れ 17 カ所、同孕 72 カ所。町方家蔵大分損、家屋倒潰 133、うち 16 は土蔵、死 7、傷 35、田畑 50 町ほど潰込みあるいは水除崩る。
1748. 6. 18 寛延 1. 5. 23	不 明	不 明	不 明	松江 (雲州地震)	松江鷺部屋橋石壁崩れ橋落つという。「出雲私史抜萃」による。
1778. 2. 14 安永 7. 1. 18	34. 6°	132. 0°	6. 5 程度	石見	那賀郡波佐村(現浜田市)で石垣崩る。都茂村(現益田市)で落石、三隅川沿いで山崩れ・家潰れなどありしとのこと。
1823. 1. 14 文政 5. 12. 3	不 明	不 明	不 明	石見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村(現益田市)で潰家 10 戸。
1835. 3. 12 天保 6. 2. 14	35. 1°	132. 6°	5 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 程度	石見	島根県高畑村(現美郷町)で石地蔵・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。
1854. 12. 24 嘉永7(安政 1) . 11. 5	33. 0°	135. 0°	8. 4	和歌山県南方沖 (安政南海地震)	出雲杵築大社(現出雲市)で潰 150 棟。
1859. 1. 5 安政 5. 12. 2	34. 8°	131. 9°	6. 2± 0. 2	石見	島根県一帯、とくに那賀郡・美濃郡が強く、波佐村(現浜田市)で山崩れがあり、周布村(現浜田市)では潰家数戸。下道川村(現益田市)で家・土蔵小損 4。美濃村(現益田市)で潰家 10。高城村(現益田市)で石垣、吉賀川の堤防崩る。被害総計、家潰 56、蔵損 14、寺社倒 2、山崩れ 10、田畑損 31 町余、ほか道・橋・堤損多し。
1859. 10. 4 安政 6. 9. 9	34. 5°	132. 0°	6. 0~ 6. 5	石見	島根県那賀郡で強く、周布村(現浜田市)でも数戸倒潰し、地割れあり、匹見町では田地・往還・橋などの損がところどころにあり、居宅大損 4 があつた。

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
1872. 3. 14 明治 5. 2. 6	35. 15°	132. 1°	7. 1±0. 2	島根県西部沿岸 (浜田地震)	約 1 週間くらい前から鳴動、当日午前 11 時頃微震。ついで本震の約 1 時間前にかんりの地震。また 8~10 分前に微震あり。島根県では、死者 551、負傷者 582、全潰 4, 506、半壊 6, 072、焼失 230、山崩れ 6, 567。道・橋・堤防にも被害があった。海岸で海水の変動あり。
1904. 6. 6 明治 37 年	35. 3°	133. 2°	5. 8	島根県東部	同日の 3 時 40 分に経度、緯度を同じくする M=5. 4 の地震があった。前の地震で能義郡大塚村(現安来市)で家屋の壁破損 1、同郡母里村(現安来市)で堤防の亀裂 2。本震で能義郡宇賀荘村(現安来市)で堤防の亀裂、大塚村・母里村で瓦の墜落などの被害があった。
1914. 5. 23 大正 3 年	35. 35°	133. 2°	5. 8	島根県東部	島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂などがあり、玉造温泉は湧出量が 3 倍となり昇温した。【気象集誌】
1941. 4. 6 昭和 16 年	34° 31. 6'	131° 38. 0'	6. 2	山口県北部	山口・島根県境付近に小被害。須佐・江崎(山口県)およびその付近で土塀崩壊・墓石転倒・崖崩れ・道路の亀裂などがあり、益田・石見津田駅間で線路約 10cm 沈下し貨車が転覆した。
1943. 9. 10 昭和 18 年	35° 28. 3'	134° 11. 0'	7. 2	鳥取県東部 (鳥取地震)	壁に亀裂が生じ、屋根瓦数枚落ちた。煙突折れ、南方へ面した石碑南方へ倒れた(20 基)。【鳥取地震概報 中央气象台】
1946. 12. 21 昭和 21 年	32° 56. 1'	135° 50. 9'	8. 0	和歌山県南方沖 (南海地震)	島根県では、死者 9、負傷者 16、住家全壊 71、住家半壊 161、道路・橋梁・堤防にも損壊があった。
1950. 8. 22 昭和 25 年	35° 10. 1'	132° 38. 6'	5. 2	島根県西部	震央付近で崖崩れ・壁の亀裂・墓石の転倒・井水の白濁などの微小被害があった。
1964. 6. 16 昭和 39 年	38° 22. 2'	139° 12. 7'	7. 5	新潟県下越沖 (新潟地震)	津波が本震の約 15 分後から日本海沿岸各地を襲い、島根県隠岐島でも水田が冠水した。島根県では住家床下浸水 1、住家一部破損 38、水田冠水 10 ha の被害があった。

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
1977. 5. 2 昭和 52 年	35° 09. 0'	132° 42. 0'	5. 6	島根県東部	震央付近で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、地割れなど軽微な被害が見られた。掛合町小原地区（現雲南市）では墓石がすべて倒れた。 住家一部破損 108 棟、非住家被害 55 棟、公共建物被害 129 棟、道路損壊 59 箇所、その他農地などにも被害。（昭和 52 年島根県災害年報より）
1978. 6. 4 昭和 53 年	35° 05. 0'	132° 42. 0'	6. 1	島根県東部	三瓶山の南東の大田市志学、頓原町（現飯南町）、邑智町（現美郷町）に被害。壁の亀裂・剥落、墓石の転倒、石垣や道路の小被害、崖崩れがあった。 住家半壊 5 棟、住家一部破損 55 棟、非住家被害 27 棟、公共建物被害 7 棟、文教施設破損 2 箇所、道路損壊 43 箇所、水道損壊 9 箇所、崖くずれ 3 箇所等。（昭和 53 年島根県災害年報より）
1983. 5. 26 昭和 58 年	40° 21. 6'	139° 04. 4'	7. 7	秋田県沖 （昭和 58 年（1983 年）日本海中部地震）	この地震による津波で隠岐地方と島根半島を中心に多数の船舶・港湾施設に被害があり、浸水家屋などもあった。負傷者 5 人、住家床上浸水 141 棟、住家床下浸水 277 棟、非住家浸水 86 棟、公共建物浸水 17 棟、漁船被害 319 隻等。（昭和 58 年島根県災害年報より）
1991. 8. 28 平成 3 年	35° 19. 4'	133° 11. 2'	5. 9	島根県東部	被害の主なものは、天井・壁・床に亀裂、石垣にヒビ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦のずれ・落下、道路に亀裂・落石、JR 山陰・山陽両線等で運休、大幅な遅れ等があった。 住家一部破損 22 棟、非住家被害 1 棟、公共建物被害 6 棟等。（平成 3 年島根県災害年報より）
1993. 7. 12 平成 5 年	42° 46. 9'	139° 10. 8'	7. 8	北海道南西沖 （平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震）	津波により隠岐地方、島根半島の沿岸、港湾、漁船などを中心に被害が発生した。住家床上浸水 5 棟、住家床下浸水 78 棟、漁船被害 93 隻、漁具被害 19 件等。（平成 5 年島根県災害年報より）
1997. 6. 25 平成 9 年	34° 26. 4'	131° 39. 9'	6. 6	山口県中部	住家一部損壊 3 棟、非住家一部損壊 4 棟、公共建物被害 7 棟等。（平成 9 年島根県災害年報より）

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
2000.10.6 平成12年	35° 16.4'	133° 20.9'	7.3	鳥取県西部 (平成12年(2000年)鳥取県西部地震)	伯太町(現安来市)・八束町(現松江市)・安来市等で大きな被害が発生し、農作物にも安来市・東出雲町(現松江市)・伯太町で大きな被害が出た。 重傷2名、軽傷9名、住家全壊34棟、住家半壊576棟、住家一部損壊3,456棟、道路被害43箇所、橋梁被害2箇所等。(平成12年島根県災害年報より)
2001.3.24 平成13年	34° 07.9'	132° 41.6'	6.7	安芸灘 (平成13年(2001年)芸予地震)	軽傷者3名の他、住宅、道路、農業施設等に大きな被害が発生した。 住家一部損壊10棟、公共建物被害1棟、道路被害2箇所等。(平成13年島根県災害年報より)
2018.4.09 平成30年	35° 11.0'	132° 35.2'	6.1	島根県西部	重傷2名、軽傷7名、住家全壊16棟、住家半壊58棟、住家一部損壊556棟等。(島根県『4月9日島根県西部を震源とする地震に係る被害状況等について(最終報)』より)

参考：

地震調査研究推進本部：日本の地震活動

宇佐美龍夫・石井 寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子：日本被害地震総覧 599-2012

## 第5節 風水害被害想定

本計画は、近年の社会経済情勢の変化並びに川本町における風水害及び事故災害等の履歴、全国的にみた各種災害の教訓・課題を反映するものとする。

### 1 想定災害及び被害の概況

本計画の策定にあたって、川本町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、島根県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

島根県においては、島根県地域防災計画第5章第1「災害被害想定」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年（1983年）7月20日～23日にかけての大雨（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成3年（1991年）9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害、平成30年7月6日～7日にかけての平成30年7月豪雨と同程度の被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づけている。

### 2 風水害対策に係る想定事象

豪雨、台風等の風水害時においては、表に示すように時間経過に応じた災害状況の変化が想定される。このような状況のもとで、県、市町村、消防本部等の防災機関による警戒避難対策と住民による避難行動がなされるが、既往災害においては、これらに関して表中に示した様々な傾向・課題が指摘された。

そのため、本計画においては、このような災害事象と傾向・課題を踏まえた警戒避難体制の整備等の予防対策を事前に整備しておくとともに、災害時において迅速かつ的確な情報収集・伝達や避難対策等の初動（警戒）活動を実施できるよう応急対策計画を整備しておく必要がある。

## 第6節 事故災害被害想定

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要及び規模等を以下に示す。

### 1 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、空港周辺、あるいは県内の山林及び周辺海域等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

### 2 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

### 3 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

### 4 大規模な火事災害

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（島根半島沖合（F56断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火となる。このほか、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

### 5 林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難指示を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

### 6 雪害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和38年1月豪雪では、昭和37年12月30日から、翌年2月6日まで39日間連続降雪により、記録的な豪雪となった。島根県下の被害は、次のとおりである。

- ・ 人的被害死者33人、負傷者53人
- ・ 住家被害全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
- ・ 非住家被害全壊555棟、半壊433棟
- ・ り災世帯577世帯、り災者2,237人

## 第7節 地震被害想定

島根県は、平成22年度から24年度の3か年にわたって、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「島根県地震被害想定調査」を実施した。また、平成28年度から平成29年度にかけて効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的にさらに調査が行われた。町は、これらの調査結果を踏まえ、町地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する。

### 1 想定地震の設定

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す10地震とした。

	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震動 の想定	津波の 想定	地震のタイプ	想定理由
陸域 の 地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域 の 地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	8.4		○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合(F56)断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震





■大田市西南方の地震による想定結果（県）

種別	被害項目	被害単位	冬5時	秋12時	冬18時
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い 急傾斜地（箇所）	96		
		危険性が高い 地すべり地（箇所）	73		
	ため池危険度	危険性が高いため池 （箇所）	-		
建物	揺れによる建物 被害	全壊数（棟）	251	210	251
		半壊数（棟）	2,579	2,419	2,579
	液状化による建 物被害	全壊数（棟）	212		
		半壊数（棟）	570		
	急傾斜地崩壊に よる建物被害	全壊数（棟）	128		
		半壊数（棟）	299		
	津波による建物 被害	想定なし			
	被害合計	全壊数（棟）	591	550	591
半壊数（棟）		3,448	3,288	3,448	
地震火災	出火	出火件数（件）	0	1	3
	延焼	焼失棟数（棟）	1	3	13
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数（人）	3	3	3
		負傷者数（人）	125	92	103
	急傾斜地崩壊に よる死傷者	死者数（人）	9	4	5
		負傷者数（人）	165	70	97
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数（人）	0		
		負傷者数（人）	6	4	4
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数（人）	0		
		負傷者数（人）	0	5	6
	津波による死者	死者数（人）	想定なし		
	火災による 死傷者	死者数（人）	0	0	1
		負傷者数（人）	0	1	2
被害合計	死者数（人）	12	7	9	
	負傷者数（人）	296	172	212	
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯） （1日後）	4,905		
	下水道	影響人口（人）	1,141		
	通信	不通回線数（件）	185		
	電力	停電件数（件）	922		
	都市ガス	供給支障件数（件）	-		
	LPガス	供給支障件数（件）	103		
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	1		
	鉄道	不通区間（駅間数）	-		
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 （箇所）	24		
生活支障等	避難者	避難者数（人） （1～3日後）	4,817		
	疎開者	疎開者数（人） （1～3日後）	2,594		

	帰宅困難者	(人)	41,182
	食料不足	食料(食/日)	17,341
	震災廃棄物	発生量(千トン)	128
	災害用トイレ	必要個数(基)	25
	エレベータ停止	停止台数(基)	422
	医療機能	入院・重傷者数(人)	6
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	-
	孤立集落の発生	(地区)	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	804
	間接経済被害	(億円)	1,212

## 第8節 減災目標

### 1 策定の趣旨

地震発生そのものを防ぐことは、不可能であるが、大規模地震による被害を想定し、必要な対策を講じることによって、被害の最小化を図ることは可能である。このため、島根県は国の地震防災戦略を踏まえ、島根県地震被害想定調査により想定された人的被害（死者数）及び経済被害の軽減に関する目標（減災目標）や、その達成のための対策項目に係る目標（具体目標）などを盛り込んだ、「島根県地震・津波防災戦略」（以下「戦略」）を策定した。この戦略は、行政機関のみならず、広く町民や事業者等の理解・協力を得ながら、県内が一体となって取組を進めようとするものである。

町は今後、この戦略に沿って防災活動を進め、県が示した減災目標の達成に努めるものとする。

### 2 計画期間

平成25年度から令和4年度（10年間）

### 3 減災目標

「島根県は、災害犠牲者ゼロを目指します。」

計画期間内では、鳥取県沖合（F55）断層の地震による死者数を6割以上、島根半島沖合（F56）断層の地震による経済被害額（直接被害額）を4割以上減少させます。

また、島根県西方沖合（F57）断層の地震の津波による死者数をゼロにします。

### 4 主要項目

人的被害及び経済被害を軽減するための主な対策項目等については「島根県地震・津波防災戦略【改定版】（平成31年3月）」を参照。